

平成28年7月22日
プレスリリース

「いの町本川地区公益的機能維持増進協定」について

四国森林管理局では、山地災害の防止や水源の涵養^{かんよう}等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林に囲まれた民有林において周辺の国有林と一体的に森林整備を行うことを内容とする公益的機能維持増進協定を管内で初めて締結しました。

今後、この協定に基づき、対象の民有林において、間伐を実施する予定です。

記

- 1 協定締結日 平成28年7月21日
- 2 協定対象場所
(1) 民有林：高知県 吾川郡 いの町内（旧本川村内）
(2) 国有林：高知県 吾川郡 いの町内（旧本川村内）
- 3 協定締結者
(1) 民有林：高知県在住の森林所有者（1名）
(2) 国有林：四国森林管理局長
- 4 面積
(1) 民有林：12 ha
(2) 国有林：35 ha
- 5 協定の有効期間
自：平成28年7月21日
至：平成30年3月31日
- 6 協定概要 別紙のとおり

四国森林管理局

担当：計画課長 松本
流域管理指導官 川田

連絡先：高知市丸ノ内1-3-30

電話：088-821-2100

いの町本川地区公益的機能維持増進協定の概要

山地災害の防止や水源の涵養^{かんよう}等の森林の公益的機能維持増進を図るため、森林法第10条の15に基づき、国有林に囲まれた民有林について、民有林所有者と協定を締結し、間伐など必要な森林整備を実施します。

■ 協定締結者

民有林所有者

：高知県在住者

国有林：四国森林管理局長

■ 協定区域の面積

民有林：12.40ha

国有林：34.88ha

■ 協定の有効期間

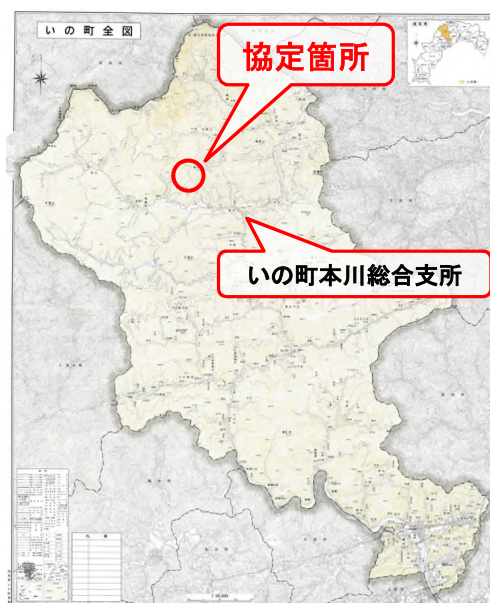
自：平成28年7月21日

至：平成30年3月31日

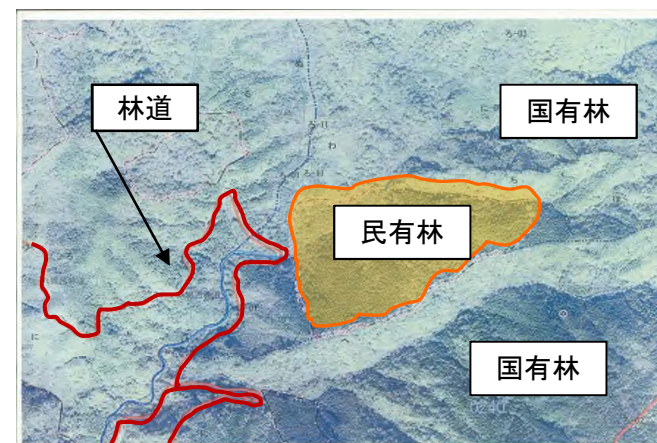
■ 協定区域における森林整備の内容

民有林：保育間伐

国有林：除伐



協定箇所位置図



民有林航空写真



林内の状況

(参考)

公益的機能維持増進協定制度の概要

ポイント①

協定の対象となる森林

- ・ 国有林内に孤立している人工林で、効率的な森林整備が困難な森林
- ・ 公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれのある森林
- ・ 当該地区に国有林の施業予定地があること

ポイント②

協定の締結

- ・ 森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します
- ・ 期間は最長で10年
- ・ 協定の内容を公告・縦覧により明確化
- ・ 素材の販売は、第三者に委託のうえ実施

ポイント③

森林管理署が行う 一体的な取組

- ・ 民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成
- ・ 提案・施工管理
- ・ 民有林の間伐等の森林整備
- ・ 路網の共同利用に基づく間伐後は、5年間は皆伐できません

国有林内に孤立する民有林における間伐等の実施

国有林、民有林を巡回する路網

ポイント④

協定によるメリット

- ・ 当該地域における森林の公益的機能の維持増進
- ・ 事業費の一部を国が負担します
- ・ 立木調査や事業実施の手続き等は国が行います
- ・ 民有林から出材される間伐材が少量でも、国有林材の購入業者への販売が期待できます

民有林・国有林境界線

民有林

国有林

工場

